

No. 5 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：平成18-37年度）に基づき、平成25年12月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1258号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
釜利谷東五丁目特別緑地保全地区	約 10.2ha	

（内容）

釜利谷東五丁目特別緑地保全地区は、金沢区北西部、京急本線の金沢文庫駅の北西約 1.7 キロメートルに位置する、郊外部のまとまりのある樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」で緑の 10 大拠点の一つである円海山周辺地区に位置しており、地域ごとの特性をいかながら優先的に保全・活用し、次世代に継承するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン金沢区プラン」では、地域を広く縁取り、市街地の背景となる尾根筋を中心とした緑地の連なりを保全・創造し、憩いの場として活用を図っていくとしています。

周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1259号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	長津田町深田特別緑地保全地区	約 1.7ha	
旧	長津田町深田特別緑地保全地区	約 1.5ha	

（内容）

長津田町深田特別緑地保全地区は、緑区西端部、J R横浜線長津田駅の南西約 900 メートルに位置しており、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川流域の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成28年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

議第1260号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	菅田町赤坂特別緑地保全地区	約 1.1ha	
旧	菅田町赤坂特別緑地保全地区	約 0.5ha	

(内容)

菅田町赤坂特別緑地保全地区は、神奈川区と保土ヶ谷区の区境近く、J R横浜線鴨居駅の南約 1.4 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」で河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点のうち、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区に位置付けられており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン」においても、区内では少なくなったまとまりのある樹林地は、「横浜みどりアップ計画」に基づき、特別緑地保全地区等の樹林地を保全する制度による地区指定を進めていくとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成29年12月に特別緑地保全地区に指定していません。

議第1261号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	追分特別緑地保全地区	約 19.1ha	
旧	追分特別緑地保全地区	約 8.4ha	

(内容)

追分特別緑地保全地区は、旭区西部、相鉄本線三ツ境駅の北約 1.4 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区の6つの緑の拠点のひとつ、追分・矢指市民の森周辺に位置しており、区内に広がる大規模な緑地、市街地に残っている樹林地や斜面緑地、農地について、土地所有者の協力を得ながら保全・活用をはかるとともに、区民の憩い、ふれあいの場として活用するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成20年3月及び平成26年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

これら3地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、既存の区域と隣接及び近接する緑地を一体として変更します。